

苫小牧市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

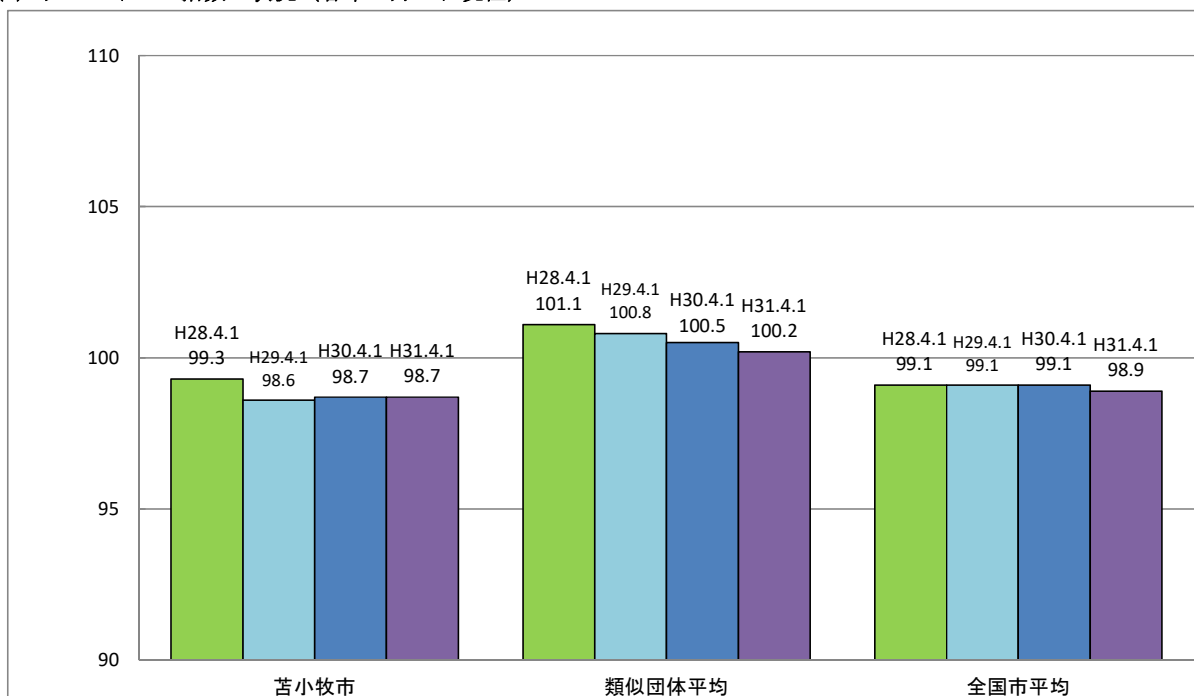
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	171,811	78,247,987	1,672,277	9,146,420	11.7	11.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	1,171	4,041,869	925,910	1,565,402	6,533,181	5,579	6,611

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支配率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

給料表の改定
 （給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
 （内容） 行政職及び医療看護職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 高齢層については、最大4.8%引下げ。
 激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 東京都内に在勤する職員について、国基準20%に対し、苫小牧市においても20%を支給。
 （実施時期） 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点では18%、給与改定後は平成27年4月に遡及し18.5%、平成28年4月1日時点は20%を支給。

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給 割合		平成28年 度の支給割 合	平成29 年度の支 給割合	平成30年 度の支給割 合	令和元年度 の支給割合
		4月1日 時点	遡及改定 後				
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%
苫小牧市の支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%

(5) 特記事項

- 特別職の給料について、財政健全化緊急対策などにより平成12年1月より減額措置を行っており、平成27年4月1日から平成30年7月8日までの間に限り、給料月額市長及び副市長並びに常勤監査委員7%の減額となっている。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
苫小牧市	歳 40.2	円 297,332	円 373,337	円 336,429
北海道	歳 42.9	円 325,365	円 412,987	円 368,214
国	歳 43.4	円 329,433	円 -	円 411,123
類似団体	歳 41.5	円 316,769	円 428,974	円 377,511

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
苫小牧市	歳 55.0	人 56	円 346,926	円 365,504	円 362,967	—	—	—	—
うち用務員	歳 55.3	人 38	円 331,939	円 352,906	円 350,148	用務員	歳 55.6	円 211,600	1.67
北海道	歳 53.3	人 197	円 322,644	円 378,703	円 355,577	—	—	—	—
国	歳 50.9	人 2,431	円 287,312	円 -	円 329,380	—	—	—	—
類似団体	歳 50.5	人 111	円 331,434	円 408,349	円 375,887	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
苫小牧市	—	—	—
うち用務員	円 5,859,563	円 2,883,400	2.03

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28年度～30年度の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤労手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
苫小牧市	歳 36.2	円 277,652	円 345,405	円 312,730
類似団体	歳 38.4	円 305,117	円 421,916	円 362,970

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

区 分		苫小牧市	北海道	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	180,700 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	148,600 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	144,100 円	148,600 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	180,700 円	— 円	— 円
	高校卒	148,600 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (31年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,100 円	364,385 円	379,125 円	395,255 円
	高校卒	223,466 円	309,350 円	350,318 円	387,680 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	370,000 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	262,009 円	346,450 円	372,080 円	389,050 円
	高校卒	233,111 円	321,275 円	363,160 円	373,362 円

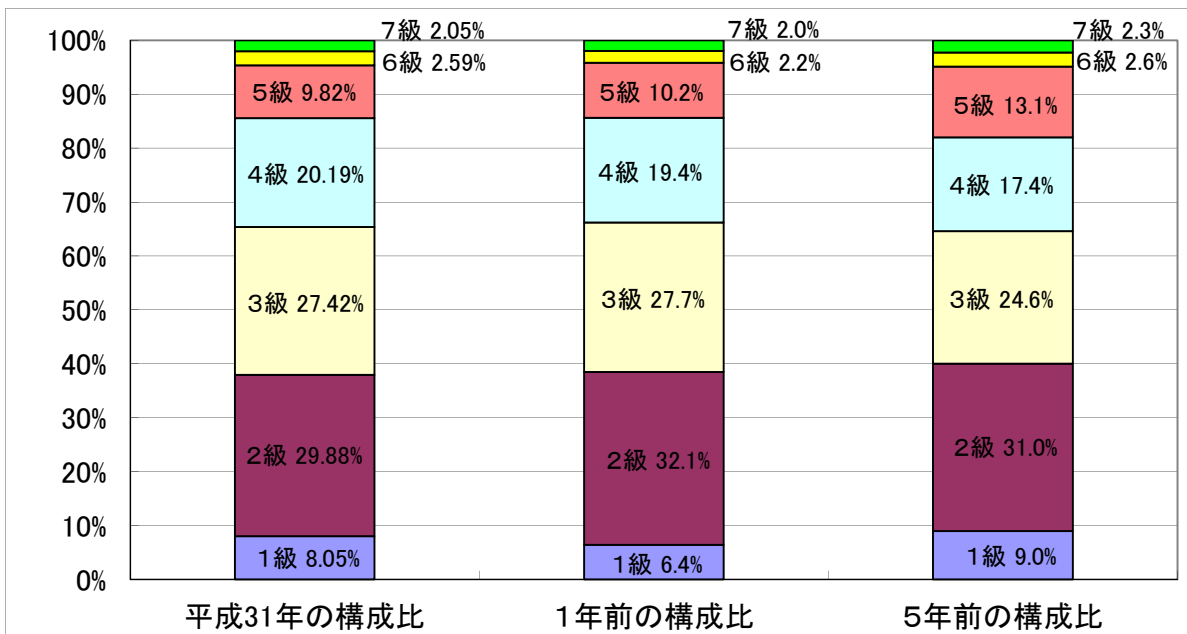
※民間企業等の経歴がある場合は、換算した期間を経験年数に含めています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

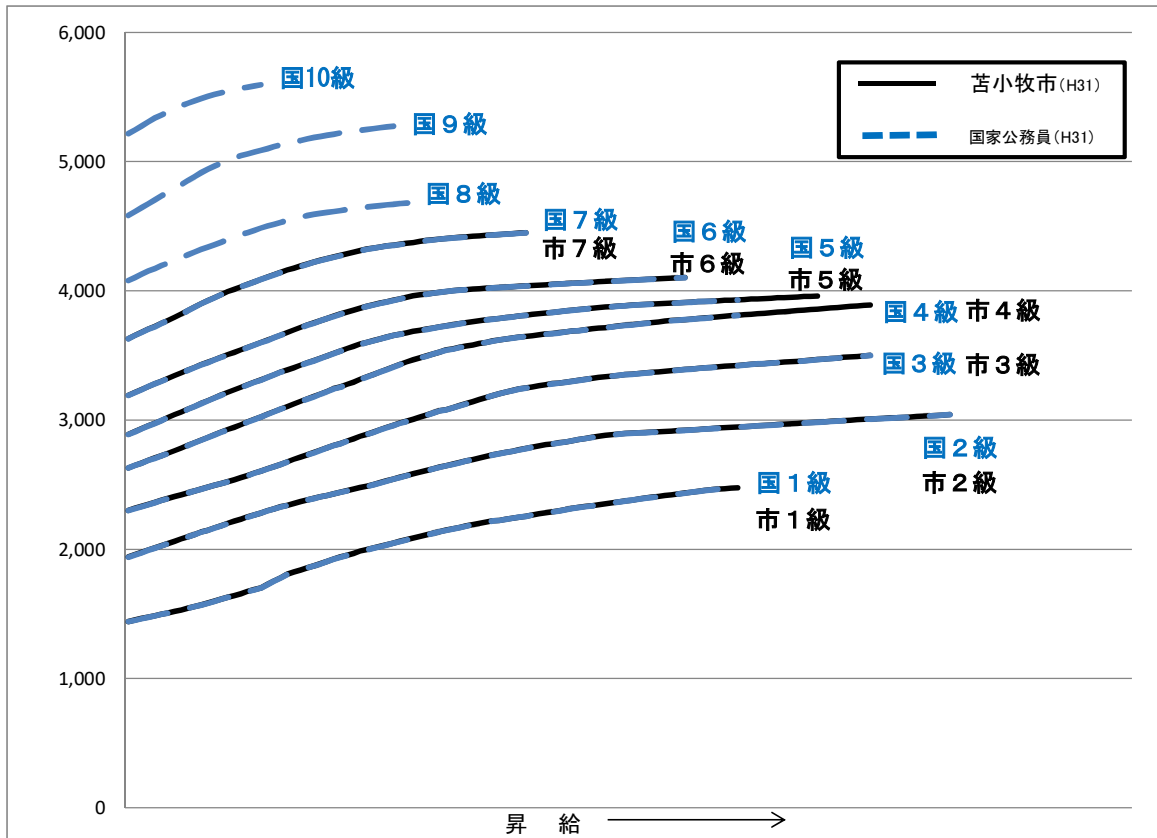
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	59 人	8.05 %	144,100 円	247,600 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	202 人	29.88 %	194,000 円	304,200 円
3 級	1 係長又はこれに相当する職の職務 2 主任又はこれに相当する職の職務	179 人	27.42 %	230,000 円	350,000 円
4 級	1 課長補佐又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を処理する 係長又はこれに相当する職の職務 3 専任の職務	137 人	20.19 %	263,000 円	389,000 円
5 級	1 課長又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職の職務	72 人	9.82 %	288,900 円	396,000 円
6 級	1 部次長又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務を所掌する課長又はこれに相当する職の職務	19 人	2.59 %	319,200 円	410,200 円
7 級	1 部長又はこれに相当する職の職務 2 困難な業務を所掌する部次長又はこれに相当する職の職務	15 人	2.05 %	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 「苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（苫小牧市）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

苫小牧市	北海道		国	
1人当たり平均支給額(30年度) 1,401 千円	1,687 千円		—	
(平成30年度支給割合) 期末手当 3.05 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分		(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（苫小牧市）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	令和3年度以降			

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

苫小牧市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	(割増率2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給)	なし			(割増率2～45%)	
1人当たりの平均支給額	1,449千円	19,763千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)			2,589 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)			323,516 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都	20 %	3 人	20 %
札幌市	3 %	5 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)	34,129 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	27,150 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	37.8 %
手当の種類(手当数)	以下のとおり

①月額による特殊勤務手当

手当の名称	支給される職員の範囲	支給実績(30年度決算)	手当額(月額)
業務手当	援護業務に従事する保健福祉部の社会福祉主事等(管理職の職員を除く。)	4,887,707 円	生活保護業務の所管課(課に準じる組織を含む。以下同じ。)の職員 6,000円 その他の職員 1,500円
	放射線の放射作業に従事する市立病院(以下「病院」という。)の診療放射線技師及び臨床検査に従事する病院の職員	-	3,500円
	病院事業に従事する職員(管理職の職員を除く。)	-	2,500円(1,250円)
	市税の収納に従事する職員(管理職の職員を除く。)	528,073 円	2,000円
	病院の看護師等(管理職の職員を除く。)	-	2,000円
	保健指導に従事する保健師(管理職の職員を除く。)	363,925 円	1,700円
	水治療法作業に従事する病院の理学療法士及び産婦人科の業務に従事する助産師	-	1,000円(500円)
	感染症病棟の業務に従事する看護師等	-	500円(250円)
医務手当	医師	-	市長が別に定める基準により算出した額

備考 手当額欄の括弧内の金額は、当該月の勤務日数が11日未満の場合の手当額とする。

②その他の特殊勤務手当

修理作業従事手当	廃棄物の焼却処分施設の機関修理作業又は点検作業に従事した職員	31,200 円	日額 機関修理作業の場合 500円 点検作業の場合 200円
	消防の機関の修理作業に従事した消防職員(当該業務を本務とする者に限る。)	0 円	日額 150円
出動手当	消火作業又は救急業務に従事した消防職員	8,140,000 円	出動1回につき 250円
はしご車搭乗手当	水火災等に出勤し、はしご付消防自動車のはしごに搭乗して作業をした消防職員	13,500 円	出動1回につき 250円
出動待機手当	隔日勤務を命じられた消防職員(管理職の職員を除く。)	13,118,000 円	隔日勤務1回につき 700円
屋外業務手当	屋外(勤務箇所から半径6キロメートル以上の地域(海路の場合は、港外)に限る。)で3時間以上業務に従事した職員	2,493,750 円	日額 250円
特殊自動車等運転手当	特殊自動車等の運転業務に従事した運転手(廃棄物の処理業務等の所管課の運転手を除く。)	81,400 円	日額 グレーダー又はブルドーザーの運転業務の場合 250円 ダンプカー又は大型バスの運転業務の場合 200円
滞納処分従事手当	滞納処分に従事した徴税吏員及び当該職員を補助する職員	458,800 円	取扱い1件につき 200円
野犬掃討従事手当	野犬掃討に従事した職員	-	日額 400円
死傷病人取扱手当	死傷病人(傷病人については、行旅傷病人に限る。)の収容に従事した市長が定める職員	3,000 円	取扱い1件につき 死亡人 1,500円 傷病人 1,000円
時間外診療手当	宿日直勤務中に診療業務に従事した管理職の職員(医師を除く。)	-	勤務1回につき 6,900円(半日勤務の場合 3,450円)
緊急出動従事手当	災害活動に従事した職員(保全緊急出動手当を支給される職員及び消防職員を除く。)	1,548,500 円	日額 400円 [勤務が深夜に及ぶ場合 500円]
緊急出動手当	緊急診療のため、正規の勤務時間外に勤務した医師	-	勤務1回(同一の患者の診療のための2回以上の出動は、1回の勤務とする。)につきアからエまでに定める額(深夜に及ぶ場合は、括弧内の額) ア 勤務1時間以内の場合 1,000円(1,500円) イ 勤務1時間を超え3時間以内の場合 2,000円(3,000円) ウ 勤務3時間を超え5時間以内の場合 3,000円(4,500円) エ 勤務5時間を超える場合 4,000円(6,000円)
	緊急診療のため、正規の勤務時間外に勤務した病院の管理職の職員で規則で定めるもの	-	勤務1回につき 500円 [勤務が深夜に及ぶ場合 800円]
緊急出動待機手当	緊急診療のため、正規の勤務時間外に待機をした病院職員	-	待機1回につき 1,800円[半日待機の場合 900円]
深夜看護手当	深夜勤務に従事した病棟の看護師等	-	勤務1回につき アからウまでに定める額 ア 深夜勤務が規則で定める時間未満の場合 3,100円 イ 深夜勤務が規則で定める時間以上の場合(ウに該当する場合を除く) 3,550円 ウ 勤務時間が深夜の全部を含む場合 7,300円
深夜特殊業務手当	深夜勤務に従事した消防職員	2,167,940 円	勤務1回につき アからウまでに定める額 ア 実勤務2時間未満の場合 410円 イ 実勤務2時間以上5時間未満の場合 520円 ウ 実勤務5時間以上の場合 780円
緊急消防援助手当	緊急消防援助隊に従事した消防職員(業務を行う区域や期間に応じた金額を支給)	292,320 円	840円 1,680円 2,520円
国際緊急援助手当	国際緊急援助活動に従事した消防署員	-	日額 4,000円

備考 この表に定めるもののほか、臨時的組織の職員、一時的な業務に従事する職員等で同表の特殊勤務手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、規則で定めるところにより特殊勤務手当を支給することができる。

(注) 支給実績は普通会計分を記載。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	371,355 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	349 千円
支給実績(29年度決算)	315,648 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	306 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当(月額)	①配偶者(内縁関係含む) 6,500円 ②22歳未満の子 10,000円 (15歳～22歳の子がいる場合には1人につき5,000円加算) ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳未満の弟妹 6,500円 ⑤重度心身障害者	同		124,366 千円	105,395 円
住居手当(月額)	自ら居住するため住宅を借り受けている職員 ・家賃9,001円以上のとき 1,000円～28,000円 ※自己の所有する住宅に対する手当の支給はH24.4.1から廃止している。	異	・家賃12,001円以上のとき 100円～27,000円	122,092 千円	103,468 円
通勤手当(月額)	①交通機関利用者(6ヶ月定期券相当額を一括支給) 通勤距離2km以上のとき ・運賃相当月額55,000円まで 全額支給 ・運賃相当月額55,000円超 55,000円 ②交通用具利用者 通勤距離2km以上のとき 2,000円～31,600円	同		61,325 千円	48,786 円
管理職手当(月額)	①部長職 81,000円(64,000円) ②部次長職 71,000円(55,000円) ③課長職 62,100円(46,000円) ④課長補佐職 56,200円(41,000円) ※()内は再任用職員の手当額	異	・人事院規則に定める官職で、それぞれ俸給月額の8/100～25/100の額	140,557 千円	732,066 円
単身赴任手当(月額)	・市長が定めるやむを得ない事情により、単身赴任する職員 30,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合 8,000円～70,000円を加算	同		450 千円	225,000 円
夜間勤務手当(1時間当額)	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同		11,512 千円	62,227 円
寒冷地手当(月額)	燃料費等として、11月から翌年3月までの月額支給 ・世帯主で扶養親族があるもの 22,540円 ・世帯主で扶養親族がないもの 12,860円 ・その他のもの 8,600円	同		90,714 千円	76,876 円
管理職特別勤務手当(1回当額)	①週休日等(実労働時間数が3時間以上6時間以下) ・部長職 10,000円 ・部次長職 8,000円 ・課長職 6,000円 ・課長補佐職 4,000円 ②週休日等(実労働時間数が6時間超) ・部長職 15,000円 ・部次長職 12,000円 ・課長職 9,000円 ・課長補佐職 6,000円 ③週休日等以外の日の午前0時から午前5時 ・部長職 5,000円 ・部次長職 4,000円 ・課長職 3,000円 ・課長補佐職 2,000円	異	・人事院規則に定める官職で俸給の特別調整額の区分に応じ、 ・週休日等 18,000円～6,000円(6時間を超える勤務は5割増) ・平日深夜(午前0時～午前5時) 6,000円～3,000円	8,049 千円	78,146 円

備考 各種手当内容の詳細については、「苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例」をご参照ください。

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	980,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,130,000 円 / 792,000 円	
	副 市 長	800,000 円 (円)	930,000 円 / 675,800 円	
報 酬	議 長	520,000 円	724,000 円 / 463,000 円	
	副 議 長	480,000 円	660,000 円 / 420,000 円	
	議 員	440,000 円	606,000 円 / 400,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(30年度支給割合) 4.45 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合) 4.45 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 減額前の給料月額×480/100×勤続年数	(1期の手当額) 18,816,000 円	(支給時期) 任期ごと
	副 市 長	減額前の給料月額×400/100×勤続年数	12,800,000 円	任期ごと

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

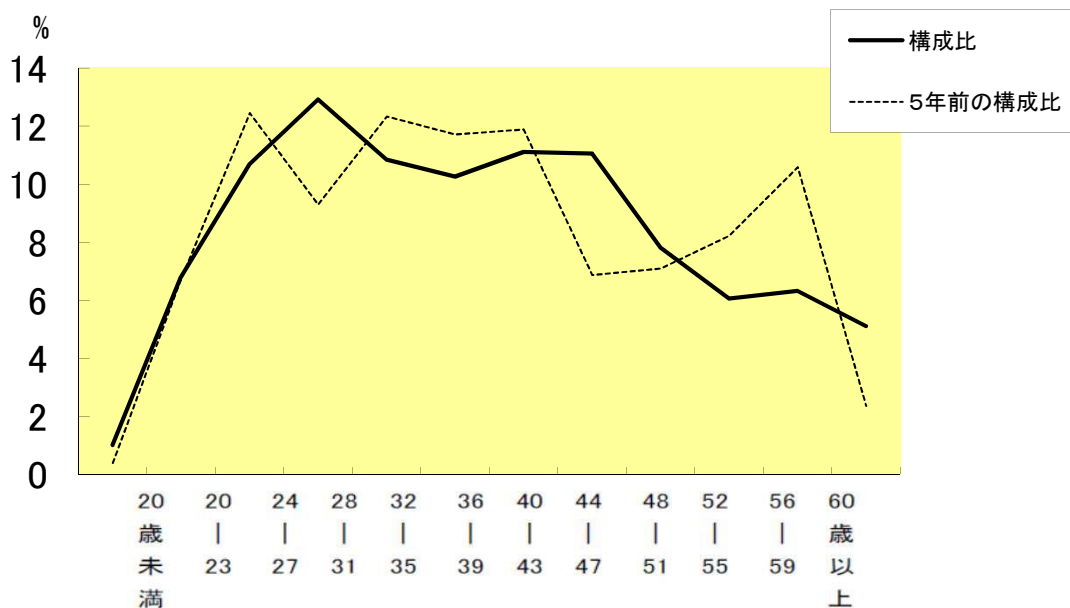
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成31年4月1日現在)

分	区	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成31年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	議会	12	12	0	
	総務	243	241	2	財務会計システム更新業務等
	税務	74	75	△ 1	国保課収納係と納税課の統合
	民生	217	221	△ 4	加配解消、欠員不補充
	衛生	92	94	△ 2	加配解消
	労働	2	2	0	
	農林水産	5	5	0	
	商工	24	25	△ 1	加配解消
	土木	121	127	△ 6	欠員不補充
	計	790	802	△ 12	<参考> 人口1万当たり職員数 45.98人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 43.90人)
	教育部門	122	125	△ 3	欠員不補充、学校配置職員の見直しによる減等
	消防部門	245	244	1	救急体制の強化
	小 計	1,157	1,171	△ 14	<参考> 人口1万当たり職員数 67.34人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 60.42人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	527	531	△ 4	欠員不補充
	水道	88	89	△ 1	欠員不補充
	下水道	43	46	△ 3	欠員不補充
	交通			0	
	その他	66	67	△ 1	国保課収納係と納税課の統合
	小 計	724	733	△ 9	
合 計		1,881 [1,951]	1,904 [1,951]	△ 23 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 109.48人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	19人	128人	201人	243人	204人	193人	209人	208人	147人	114人	119人	96人	1,881人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		730	759	775	794	802	790	60 (8.2 %)
教育		140	132	134	131	125	122	△ 18 (△ 12.9 %)
消防		228	224	232	243	244	245	17 (7.5 %)
普通会計計		1,098	1,115	1,141	1,168	1,171	1,157	59 (5.4 %)
公営企業等会計計		677	699	717	732	733	724	47 (6.9 %)
総合計		1,775	1,814	1,858	1,900	1,904	1,881	106 (6.0 %)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況（決算）

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 2,803,895	千円 150,751	千円 435,415	% 15.5	% 16.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 67,428千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 90	千円 319,883	千円 61,802	千円 121,158	千円 502,843	千円 5,587	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、29年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
苦小牧市	45.8 歳	304,439 円	465,595 円
市町村平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

苦小牧市水道事業				一般行政職			
1人当たり平均支給額(30年度)				1人当たり平均支給額(30年度)			
1,346 千円				1,401 千円			
(30年度支給割合)				(30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
3.05 月分	1.4 月分	3.05 月分	1.4 月分	3.05 月分	1.4 月分	3.05 月分	1.4 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（31年4月1日現在）

苦小牧市水道事業			苦小牧市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たりの平均支給額	0千円	千円	1人当たりの平均支給額	1,449千円	19,763千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職し職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
該当者なし			

エ 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		1,101 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		12,228 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		98.9 %		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（30年度決算）	支給単価
危険作業手当	危険作業に従事した水道事業の技術職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く）	（1）交通を遮断することなく行う管路等の維持補修又は漏水等の調査に係る作業 （2）高所又は地下における作業（危険を伴うものとして管理者が認めるものに限る） （3）毒物、劇薬、危険物その他の有害物を取り扱う水質	525 千円	日額350円
屋外業務手当	屋外（勤務箇所から半径6キロメートル以上の地域（海路の場合は、港外）に限る）で3時間以上業務に従事した職員（緊急出勤従事手当の支給を受ける職員を除く）		413 千円	日額250円
緊急出勤従事手当	災害活動に従事した職員（保全緊急出勤手当の支給を受ける職員を除く）		58 千円	日額400円 （勤務が深夜に及ぶ場合500円）
保全緊急出勤手当	災害等により水道施設の保全維持のため緊急に出勤した職員		105 千円	出勤1回につき750円

備考 この表に定めるもののほか、臨時の組織の職員、一時的な業務に従事する職員等で同表の特殊勤務手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものには、規則で定めるところにより特殊勤務手当を支給することができる。

オ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	22,567 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	272 千円
支給実績(29年度決算)	18,219 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	220 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当 (月額)	①配偶者(内縁関係含む) 6,500円 ②22歳未満の子 10,000円 (15歳～22歳の子がいる場合には1人につき5,000円加算) ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳未満の弟妹 6,500円 ⑤重度心身障害者	同		8,911 千円	217,329 円
住居手当 (月額)	自ら居住するため住宅を借り受けている職員 ・家賃9,001円以上のとき 1,000円～28,000円 ※自己の所有する住宅に対する手当の支給はH24.4.1から廃止している。	同		6,691 千円	278,792 円
通勤手当 (月額)	①交通機関利用者(6ヶ月定期券相当額を一括支給) 通勤距離2km以上のとき ・運賃相当月額55,000円まで 全額支給 ・運賃相当月額55,000円超 55,000円 ②交通用具利用者 通勤距離2km以上のとき 2,000円～31,600円	同		5,375 千円	70,723 円
管理職手当 (月額)	①部長職 81,000円(64,000円) ②部次長職 71,000円(55,000円) ③課長職 62,100円(46,000円) ④課長補佐職 56,200円(41,000円) ※()内は再任用職員の手当額	同		5,794 千円	724,200 円
夜間勤務手当 (1時間当額)	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同		4,636 千円	210,739 円
寒冷地手当 (月額)	燃料費等として、11月から翌年3月までの月額支給 ・世帯主で扶養親族があるもの 22,540円 ・世帯主で扶養親族がないもの 12,860円 ・その他のもの 8,600円	同		6,530 千円	83,723 円
管理職特別勤務手当 (1回当額)	①週休日等(実労働時間数が3時間以上6時間以下) ・部長職 10,000円 ・部次長職 8,000円 ・課長職 6,000円 ・課長補佐職 4,000円 ②休日等(実労働時間数が6時間超) ・部長職 15,000円 ・部次長職 12,000円 ・課長職 9,000円 ・課長補佐職 6,000円 ③週休日等以外の日の午前0時から午前5時 ・部長職 5,000円 ・部次長職 4,000円 ・課長職 3,000円 ・課長補佐職 2,000円	同		197 千円	24,625 円